

2月定例教育委員会議事録

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
令和6年2月28日（水）午後1時30分～午後3時43分
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
出席者 輿水教育長、藤森教育長職務代理人、小林委員、祝委員、
今井委員、鈴木委員
- (3) 出席者及び傍聴人を除く議場に出席した職員の職氏名
加藤教育部長、渡辺教育部参事、鷹左右教育総務課長、進藤指導監、清水指導主事、
田丸生涯学習課長、清水学校給食課長、中澤中央図書館長、村松学術課長、
小林甲陵中・高等学校事務長、浅川教育総務課主幹、大久保教育総務課主任
- (4) 出席した長及びその事務部局の職員の職氏名 なし
- (5) 教育長等の報告の要旨
 - ・ 1月教育長公務報告（輿水教育長）
 - ・ 令和5年度小学生のための学習応援事業「ほくと学び舎」実施状況について（進藤指導監）
 - ・ 令和5年度中学生（冬）のための学習応援事業「ほくと学び舎」実施状況について（進藤指導監）
 - ・ 校内支援教室の運営の手引きについて（進藤指導監）
- (6) 会議に付した議案
 - 第1号 北杜市通級指導教室運営要綱の制定について
原案の通り承認される
 - 第2号 北杜市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令について
原案の通り承認される
 - 第3号 北杜市青少年カウンセラー規則の一部を改正する規則について
原案の通り承認される
 - 第4号 北杜市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について
原案の通り承認される
 - 第5号 北杜市囲碁美術館条例施行規則の一部を改正する規則について
原案の通り承認される
 - 第6号 北杜市生涯学習振興補助金交付要綱の一部を改正する告示について
原案の通り承認される

- 第7号 北杜市ホール運営検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について
原案の通り承認される
- 第8号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について
原案の通り承認される
- 第9号 北杜市県外スポーツ大会等出場・参加補助金交付規則の全部改正について
原案の通り承認される
- 第10号 北杜市立学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について
原案の通り承認される
- 第11号 北杜市学校給食代替弁当補助金交付要綱の制定について
原案の通り承認される
- 第12号 北杜市コミュニティ・コモンズ設置条例の制定について
原案の通り承認される
- 第13号 北杜市コミュニティ・コモンズ設置条例施行規則の制定について
原案の通り承認される
- 第14号 令和7年度北杜市立甲陵高等学校入学試験実施要項について
原案の通り承認される
- 第15号 令和7年度北杜市立甲陵高等学校帰国生徒の入学者選抜出願要領について
原案の通り承認される
- 追加第1号 北杜市教育委員会教育長の辞職に伴う同意について
原案の通り承認される

(7) 議題となった動議を提出した者の氏名 なし

(8) 議事の概要及び議決事項 なし

(9) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項 なし

議事録

議長	これより北杜市教育委員会 2 月定例会を開会する。
	2 傍聴人報告
議長	会議に入る前に、本日の傍聴者について、事務局からの報告を求める。
事務局	本日の傍聴者は 1 名である。
	3 議事録署名委員指名
議長	議事録署名委員に、祝委員、藤森委員を指名する。
	4 前回議事録の承認について
議長	前回議事録の承認については、皆様のお手元に届いている 1 月定例会について、承認でよろしいか。
委員	異議なし。
	5 教育長報告
教育長	1 月の主な公務内容について説明。 何か質問や意見はあるか。
委員	質疑なし。
	6 議事
	議案第 1 号
	北杜市通級指導教室運営要綱の制定について
教育長	議案第 1 号「北杜市通級指導教室運営要綱の制定について」、事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	巡回指導ということは新たに何名か教員を配置するということか。
事務局	県教育委員会に対し教員の配置を申請しているところである。
委員	小学校は通級、中学校は巡回となっているがその形態の違いの理由は。
事務局	中学校は基本的に教室外での授業が多いため、指導教員が出向いて指導する形態が主になっている。また、放課後の部活動等も鑑み、子どもや保護者に負担がないような形態としているところである。
教育長	他に質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第 1 号議案について、承認してよろしいか。

委員	異議なし。
	議案第2号
	北杜市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令について
教育長	議案第2号「北杜市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令について」、事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	青少年カウンセラーがコーディネーターに変わることで在籍場所に変更はあるか。
事務局	在籍場所に変更はない。
教育長	他に質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第2号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
	議案第3号
	北杜市青少年カウンセラー規則の一部を改正する規則について
	議案第4号
	北杜市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について
教育長	議案第3号「北杜市青少年カウンセラー規則の一部を改正する規則について」及び議案第4号「北杜市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について」、一括で事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	コーディネーターに名称が変わるが、カウンセラー業務については引き継がれるのか。
事務局	業務内容については基本的変わることはなく、今後も相談に応じていく。
教育長	他に質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第3号議案及び第4号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
	議案第5号
	北杜市囲碁美術館条例施行規則の一部を改正する規則について
教育長	議案第5号「北杜市囲碁美術館条例施行規則の一部を改正する規則について」、事務局に説明を求める。

事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第5号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
議案第6号	
北杜市生涯学習振興補助金交付要綱の一部を改正する告示について	
教育長	議案第6号「北杜市生涯学習振興補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第6号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
議案第7号	
北杜市ホール運営検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について	
教育長	議案第7号「北杜市ホール運営検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について」、事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第7号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
議案第8号	
北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について	
教育長	議案第8号「北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について」、事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	放送施設の使用料金の徴収がなくなるが支障はないのか。
事務局	利用頻度等を鑑み支障はないと考えている。
委員	クラブハウスの完成はいつ頃を予定しているか。

事務局	令和5年度中に完成し、令和6年度から使用を予定している。
教育長	他に質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第8号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
<p>議案第9号</p> <p>北杜市県外スポーツ大会等出場・参加補助金交付規則の全部改正について</p>	
教育長	議案第9号「北杜市県外スポーツ大会等出場・参加補助金交付規則の全部改正について」、事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	推薦状による出場とはどのような場合か。
事務局	下部大会に出場せずに組織、団体からの推薦を受けて全国大会に出場する場合を想定している。
教育長	他に質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第9号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
<p>議案第10号</p> <p>北杜市立学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について</p>	
<p>議案第11号</p> <p>北杜市学校給食代替弁当補助金交付要綱の制定について</p>	
教育長	議案第10号「北杜市立学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」及び議案第11号「北杜市学校給食代替弁当補助金交付要綱の制定について」、一括で事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	毎年度申請が必要になるのか。
事務局	毎年度申請が必要であり、前期・後期に分けて申請を受け付ける予定である。また、前期に申請を受けた場合には後期の申請は省略することが可能である。
委員	給食費の無償化は期限付きなのか、また国・県から補助があるのか。
事務局	当面の間としているが、これは法律上給食費は保護者負担としているためであり、国の方で法律が改正されるまでを予定しており、今後継続して無償化を続けていく。ま

	た、現在は国・県等の補助金はなく、市単独で執行していくことになる。
委員	小学生と中学生の単価の違いは何か。また、以前児童生徒と職員の負担違いがあったのはなぜか。
事務局	小学生と中学生では給食の量が異なるため単価が異なる。また、児童生徒に対しては以前市で補助をしていたが、職員には補助がなかったため差異がでていたものである。
委員	弁当補助の対象となる児童生徒は何名いるか。また、補助金額の計算はどのようになっているか。
事務局	現在補助の対象者は24名である。また、補助金額については、校外学習等の他の児童生徒も給食を食べずに弁当を持参する日を除いた出席日数×単価で算出する。
教育長	他に質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第10号議案及び第11号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
	議案第12号
	北杜市コミュニティ・コモンズ設置条例の制定について
	議案第13号
	北杜市コミュニティ・コモンズ設置条例施行規則の制定について
教育長	議案第12号「北杜市コミュニティ・コモンズ設置条例の制定について」及び議案第13号「北杜市コミュニティ・コモンズ設置条例施行規則の制定について」、一括で事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	現状の課題は。
事務局	図書量が膨大であるため、図書の整理が課題となっている。
委員	図書館サービスポイント機能とは何か。また、司書の人事等はどうなるのか。
事務局	図書館資料の貸し出し機能等、これまでと同等のサービス機能を持たせるものである。人事については、移行期間であるため今年度は現在の人員で運用していく。今後については所長等の兼任も考えられるが、状況を見ながら検討していく。
委員	文化交流活動やボランティア活動の場の提供については、力を入れて進めていただきたい。
事務局	公民館等その他の施設と連携しながら活発な場の提供に努めていきたい。
委員	各コミュニティ・コモンズに人員は配置されるのか。
事務局	基本的には所長1名及び職員1名の配置を予定しており、それに併せて司書の派遣を考えている。

教育長	他に質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第12号議案及び第13号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
	議案第14号
	令和7年度北杜市立甲陵高等学校入学試験実施要項について
	議案第15号
	令和7年度北杜市立甲陵高等学校帰国生徒の入学者選抜出願要領について
教育長	議案第14号「令和7年度北杜市立甲陵高等学校入学試験実施要項について」及び議案第15号「令和7年度北杜市立甲陵高等学校帰国生徒の入学者選抜出願要領について」、一括で事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第14号議案及び第15号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
教育長	北杜市教育委員会会議規則により、会議は公開だが、「6 議事」の追加第1号については、同会議規則第13条の規定により非公開としてよろしいか。
委員	異議なし。
教育長	それでは、傍聴者の退出を命じる。
	議案追加第1号
	北杜市教育委員会教育長の辞職に伴う同意について
	北杜市教育委員会会議規則第13条の規定により非公開
教育長	傍聴者の入室を認める。
	7 その他
	その他(1) 令和5年度小学生のための学習応援事業「ほくと学び舎」実施状況について
教育長	その他(1)「令和5年度小学生のための学習応援事業「ほくと学び舎」実施状況について」事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)

教育長	何か質問や意見はあるか。
委員	小淵沢小学校が参加校に入っていないが、小淵沢小学校は以前から独自で学習事業を実施していることを承知おきいただきたい。
教育長	他に質問や意見はあるか。
委員	質疑なし。
	その他（２）令和５年度中学生（冬）のための学習応援事業「ほくと学び舎」実施状況について
教育長	その他（２）「令和５年度中学生（冬）のための学習応援事業「ほくと学び舎」実施状況について」事務局に説明を求める。
事務局	（資料により説明）
教育長	何か質問や意見はあるか。
委員	急遽の参加等も可能か。
事務局	急遽の参加については臨機応変に対応できるようになっている。
委員	児童生徒・保護者への案内方法は。
事務局	小学校は各学校で日程調整を行っている都合上、案内についても学校に任せている。中学校については１ヵ月半前には教育委員会から各学校に対して通知を出している。
教育長	他に質問や意見はあるか。
委員	質疑なし。
	その他（３）校内支援教室の運営の手引きについて
教育長	その他（３）「校内支援教室の運営の手引きについて」事務局に説明を求める。
事務局	（資料により説明）
教育長	何か質問や意見はあるか。
委員	校内支援教室への配置職員は県費職員となるのか。配置職員の職務内容についてはどうなっているか。また、0.5の人員配置となると午後は通常の教員の負担となるのではないか。
事務局	配置職員である支援員については市単独での採用となる。時間としては基本的には９時～１３時を予定しているが、学校の実情に合わせて勤務時間の調整を行う。また、基本的には不登校担当の教員の指示に従って支援を行うものであり、配置される支援員以外の教職員も含めてシフト体制を整えて学校全体で対応していくことを考えている。 校内支援教室は初の試みであり、各学校で運営について不安があると思われるため、来年度は不登校担当の教員の会議の場を設け、成果や課題の共有を行う予定である。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を深めるための

	<p>会議も設けていく。</p>
委員	<p>場所の確保状況はどうなっているか。</p>
事務局	<p>場所については現在のコンピュータールームを中心に各学校で検討していただいている。また、校内支援教室で使用するパーテーション等の購入については議会で予算が承認され次第、速やかに執行する予定である。</p>
委員	<p>不登校に対する問題が年々大きくなっている中、市で人員配置等多くの予算を計上されており、子ども達にとって非常にありがたいことだと思う。実際に運用していく中で問題も出てくるかと思うが、会議等で各学校の課題・成果を共有しながら進めていただきたい。</p>
教育長	<p>今後は校内支援教室と教育支援センターが連携を行い、いかに学校に戻れる体制を作っていけるかということも考えていく必要がある。また、不登校児童生徒への対応として県でも教員が加配されているが、なかなか人員が充実していない中で、今回市で単独の人員配置を行ったものである。あくまで、不登校児童生徒への対応の主は担当教員であり、支援員はそのサポートをする人員として配置するものである。</p>
教育長	<p>他に質問や意見はあるか。</p>
委員	<p>質疑なし。</p>
	<p>他になければ、閉会とし進行を事務局に戻す。 (終了)</p>